

(様式 6)

判断基準が法令の定めには言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	7	担当課	薬務衛生課
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	19-3	不利益処分の種類	毒物劇物取扱責任者の変更命令	
<p>○毒物及び劇物取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和25年12月28日) (法律第303号)</p> <p>(登録の取消等)</p> <p>第十九条</p> <p>3 都道府県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者について、その者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不相当であると認めるときは、その毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。</p>						